

● モニタリング月の変更に対する対応について

平成30年度以降障害福祉サービスの標準モニタリング期間見直されました。
見直し後のモニタリング期間は概ね以下のとおりです（詳細は資料2参照）

H30年4月以降から変わる(変わった)もの

(6カ月ごと)

障害者支援施設、療養介護、重度障害者包括支援の利用者

(3カ月ごと)

就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者

H31年4月以降から変わるもの

(3カ月ごと)

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、
自立訓練の利用者

65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者

適用日は『平成31年4月1日以降の支給決定(変更)日または更新日から』となっています。本市では変更後のモニタリング期間は平成31年4月分(H31年3月末ケース)以降、順次適用します。

4月以降の決定分で、既に計画案を作成されている場合、旧来のモニタリング期間で提出いただいても結構ですが、こちらで読み替えて新制度のモニタリング期間で決定します。機械的な読み替えで不都合がある場合は個別にご相談ください。ただし、単にサービス利用がないのでモニタリング期間を長くしたいという相談には応じられません。

また、当該変更に合わせて、国保連合会の請求システムに変更が入り、モニタリング対象月を厳密に管理することになりました。そのため、ケースごとのモニタリング月を機械入力することになったため、本市が指定するモニタリング月以外にモニタリングを実施しても請求が通らなくなります（現状では本市請求担当が個別にチェックし支払いを行っていますが、H31年10月分からは国保連の段階でエラー対応となり、請求が通らなくなる予定です）。

つまり、本来のモニタリング月が6月であったのに、事業所都合で実施が7月（月遅れ）になったケースなどは、そのままでは請求が通りません。そのため、月遅れ等になった場合、その都度モニタリング月の変更申請が必要となります。

モニタリング月を変更、追加するための手続き方法

モニタリング月を変更する（月遅れで請求する）場合、または本来のモニタリング月以外の月にモニタリングを実施する場合、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書と受給者証を請求月の前月までに提出すること（提出が遅れた場合、請求エラーとなる場合がある）。

後日モニタリング月の変更に対する決定通知と手入れした受給者証を返送する。

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書			
(宛先) 和歌山市福祉事務所長（和歌山市保健所長）			
次のとおり届け出します。			
		届出年月日	平成 年 月 日
		区分	新規 ・ 変更
申請者の自筆または代筆&押印			
申請者	フリガナ		生年月日
	氏名		
申請に係る児童氏名	居住地		
	フリガナ		生年月日
			続柄

対象者の情報を記入する

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名	
フリガナ	
事業所名	
住所	

事業所の情報を記入する

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

変更年月日 平成 年 月

モニタリング月の変更 H●年6月→H●年7月
モニタリング月の追加 H●年11月